平成２１年（フ）第２１７９３号
東京都北区赤羽南１丁目16―１―311
債務者　伊藤　俊幸
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７９７号
東京都府中市南町４丁目５―15―203
債務者　佐々木　瞳
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７９８号
東京都国分寺市西町４丁目30―36―103
債務者　尾内　能成
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７９９号
東京都調布市緑ケ丘２丁目25　都営仙川アパート32―８
債務者　齋藤加代子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８００号
東京都羽村市神明台３丁目23―１　都営神明台３丁目アパート６―503
債務者　岩本　　央
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８０１号
東京都東久留米市浅間町３丁目12―21　ハイムヒデⅡ101
債務者　武次　孝臣
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８０２号
東京都町田市鶴間1307―１　第二栄ハイツ―３
債務者　小原　大助
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８０３号
東京都福生市大字熊川366―２
債務者　宇佐美智康
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８０４号
千葉県松戸市紙敷135―24―802
債務者　柴田里恵子（旧姓小指・野口）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８０７号
埼玉県和光市下新倉４丁目10―３―Ｃ101
債務者　田巻　博雅
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８１６号
埼玉県越谷市大字上間久里213―12
債務者　勇田　　弓
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８１７号
東京都足立区千住３丁目62
債務者　クリスティーナＰデラクルスこと　デラ　クルス　クリスティーナ　プナイ
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８１８号
東京都三鷹市大沢４丁目20―８―101
債務者　照沼　敏雄
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８１９号
東京都新宿区高田馬場３丁目42―１―223
債務者　渡邉　幸子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５２４号
神奈川県相模原市相武台団地２丁目３番５号
債務者　林　　英樹
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部